



広報

白神山地のまち

FUJISATO

ふじさと

8月

平成14年

8月23日発行

№. 408



「手作りわた菓子」

今年も各地区で開催された盆踊り。

小雨のふるなか、仮装大会や出店など趣向をこらしたイベントが会場を盛り上げます。

手作りのカキ氷、わた菓子。

大きさはそれぞれだけど、味はもちろん？バツグン！です。

今月の紙面

- 2～3面…市町村合併②
- 4～5面…国保・老人保健改正
- 6面……町排水設備工事登録について
- 7面……藤里保育園臨時職員募集
- 8～9面…町の出来事・みんなの話題
- 10面……農業委員各役員
- 11面……消防職員試験
- 12～13面…お知らせ
- 15面……入札結果

○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎ 0185 ㉞ 2111）

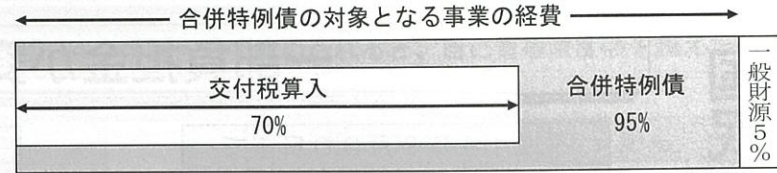
・ホームページ —URL: <http://www.shirakami.or.jp/~fujisato/>

・町行政情報システム —URL: <http://www.town.fujisato.akita.jp>

2. 特別交付税による支援措置・・・合併に関する次の経費については、特別交付税による措置が行われることになっています。

- ① 合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費
- ② 電算システム統一等の合併移行経費
- ③ 合併を機に行う、新しい町づくり施設整備や総合交通計画などの策定経費
- ④ 公共料金格差に要する経費
- ⑤ 公債費負担格差是正に要する経費

3. 合併特例債による財政支援・・・新しい町づくり計画に基づいて行う事業に要する経費及び基金の積み立てに要する経費については、合併が行われた年度とこれに続く10カ年度に限り、その経費の95%を合併特例債という特殊な地方債でまかなうことができます。この合併特例債は、普通交付税の計算の際、その元利償還金の70%が基準財政需要額に算入され、償還費の相当額が後年度普通交付税としてもらえることとなります。



<財政支援以外の特例措置>

1. 地域審議会の設置・・・合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現することを目的に、合併前の市町村を単位として合併後の市町村長に意見を述べるため、地域住民の代表を委員として設置する地域審議会を置くことができます。

2. 市となるべき要件の特例・・・地方自治法の「市」となる要件は人口5万人以上ですが、この合併特例法では平成16年3月31日までに合併する場合は3万人以上、平成17年3月31日までに合併する場合には4万人以上であれば「市」となることができます。

3. 議員の定数・在任の特例・・・市町村議会の定数は、地方自治法で人口を基準にした定数が定められていますが、合併特例法では合併後の一定期間、議員の定数を増やしたり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することができるほか、農業委員会委員の任期等に関する特例も定められています。

4. 地方税に関する特例・・・市町村の税金の賦課は地方税法を基準としていますが、直接的には各市町村の条例に基づくため、必ずしも全ての市町村が同一ではありません。そこで、合併した年度とそれに続く5年間に限って、合併市町村相互の間に著しい不均衡がある場合は、新市町村内において不均一な課税をすることが認められています。

※このほかにもいろいろな特例はありますが、「合併特例法」はあくまでも合併をする場合の経費や問題解消のための支援措置であり、合併しない場合は今後どうあるべきか、どうしなければならないかについても、町独自の勉強会では調査研究を重ねています。

<町が自立するために>

地方分権一括法の施行によって、国と県や市町村の役割分担が明確になり、地方自治体には「自己決定・自己責任」が求められるようになりました。

国や県に頼ることなく、市町村自らの考えで町独自の政策を展開することはできますが、その代わり、その財源は自らの責任で調達し、その結果生じた財源不足などの責任も市町村自身が負うこととなります。

合併しない市町村が、税収不足や地方交付税減額の歳入に見合った財政運営をするためには、行財政改革は当然のことながら、各種事業の民間委託や住民サービスといった役場の仕事について、大幅な見直しが必要になってきます。

このため、町では合併特例法の財政支援の終わる10年後のことも視野に入れ、藤里町の将来構想を検討するプロジェクトチームを編成し、小さな町に適した行政組織のあり方や効率的な行財政運営によるコスト削減を含め、町の自立の可能性についても検討しています。

[今回は、能代山本地域市町村合併に関する勉強会の報告書について掲載します。]

シリーズ：町民が主役『市町村合併』②

前号では市町村合併議論の背景を中心にお知らせしましたが、今回は、全国で自治体合併を推し進める基となっている「合併特例法」の中身とその支援策について掲載します。



【市町村の合併の特例に関する法律】

この法律を一般的に「合併特例法」と言いますが、第1条の趣旨として「市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて、合併市町村の建設に資するため当分の間、合併について必要な措置を定める」としています。

また、市町村の合併とは2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き市町村の数の減少を伴うものをいい、次の2種類のパターンがあります。

- ① 新設（対等）合併 ⇒ 2以上の市町村が対等の立場で合併し、新しい市や町になる形態
- ② 編入（吸収）合併 ⇒ 既存の市などに小規模の町村が加わる形態

合併をするにはいつでもできますが、国の合併に対する各種の支援措置は、合併特例法の期限である平成17年3月までしか現段階では保障されていません。

<法律の概要>

1. 合併協議会の設置・・・ 合併を目指す市町村は、合併の是非、市町村建設計画の作成等に関する協議会を設置することとしています。協議会委員は、関係自治体の議員、首長、職員、学識経験者などで構成され、それぞれの議会の議決を経て設置されます。

2. 合併協議会設置の請求・・・ 今回の特例法では新しく、有権者の50分の1以上の署名で合併協議会の設置を市町村長に直接請求できるようになりました。この場合、請求代表者は合併の相手方となる市町村の名称を示し、また、市町村長は議会にその旨を、はからなければならないことになっています。

(藤里町有権者数 3,904名：6月2日現在)

3. 市町村建設計画の作成・・・ 合併しようとする市町村は、合体する新しい町づくりの重点とする施策を、総合的かつ効率的に推進するため、合併した後の町づくりや都市計画の基本方針、財政面の長期計画等を内容とする新市町村の基本計画を作成しなければなりません。

<主な財政支援策>

1. 普通交付税算定の特例

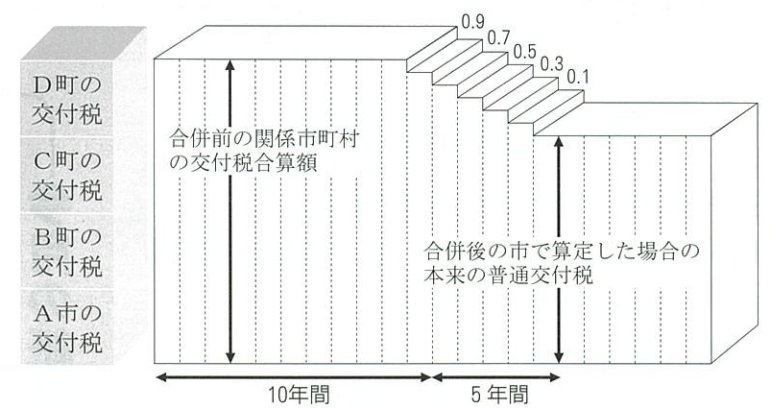
(合併算定替)

合併すると、一般的には人件費の削減などにより行政コストは低くなるため、合併後の市町村に交付される普通交付税の額は合併前の個々の市町村ごとに計算した普通交付税の合算額より少なくなります。しかし、現実には合併して直ぐには行政コストの削減ができないため、合併年度とこれに続く10年間は合併前の普通交付税の合算額を全額保障し、さらにその後5年間の激減緩和期間を設けたうえで、算定を行う制度が設けられています。

(合併補正)

合併算定替とは別に、合併直後の臨時的経費（基本構想等の策定、改定、情報ネットワークなど）に対応するため、ルールに従って計算した額が普通交付税の基準財政需要額に5年間にわたり均等に分割して算入され通常よりも増額します。

算定の特例（合併算定替）のイメージ



[今回は、能代山本地域市町村合併に関する勉強会の報告書について掲載します。]

老人保健制度で医療を受ける方 (昭和7年9月30日以前に生まれた方) へ

老人保健制度の一部負担金が変わります

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
かかった費用の1割負担 (1か月に3,200円、大病院では5,300円まで負担) または定額制の診療所では1日につき850円 (1か月に4回を限度とします)	かかった費用の定率1割負担 ただし、一定以上所得者は2割負担 (外来の月額上限および診療所の定額負担選択制は廃止)

老人保健制度の自己負担限度額が変わります

1か月の医療費が高額になった場合には、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。

平成14年9月30日まで			平成14年10月1日から		
	自己負担限度額(月額)			自己負担限度額(月額)	
	外来	入院		外来(個人ごと)	(外来+入院)
一般		37,200円	一定所得者	40,200円	72,300円
低所得者	住民税非課税世帯等	3,200円 (大病院5,300円)	一般	12,000円	40,200円
	老齢福祉年金受給者		低所得者II		24,600円
			低所得者I	8,000円	15,000円

同じ世帯内に老人保健で医療を受ける方が複数いる場合は合算できます。

老人保健で医療を受ける方の対象年齢が変わります

老人保健で医療を受ける方の対象年齢を70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引き上げます。平成14年9月30日にすでに70歳以上である方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は、引き続き老人保健制度で医療を受けます。

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けることになります。

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
70歳(一定の障害のある方は65歳)以上	75歳(一定の障害のある方は65歳)以上

退職者医療制度の対象年齢が変わります

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げに合わせて、70歳未満から75歳未満に5年間で段階的に引き上げます。

※これまでどおり2割負担(被扶養者・外来3割)ですが、70歳以上になると、定率1割負担(一定以上所得者は定率2割負担)となります。



【詳しくは・・・】

◎町民福祉課 町民担当 (☎79-2113) までお問い合わせください。

▶▶▶ 関連記事あり、6ページへ続く。

平成14年10月1日から 医療保険が改正されます。

国保と老人保健

ポイント 改正のPOINTについて

- ◆3歳未満の乳幼児の一部負担金
- ◆70歳以上の高齢者の一部負担金
- ◆高額療養費の自己負担限度額
- ◆老人保健で医療を受ける方の対象年齢
- ◆退職者医療制度の対象年齢 など

一部負担金が変わります

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
一般 3割負担 (0歳以上70歳未満)	3歳未満の乳幼児 2割負担 3歳以上70歳未満 3割負担 70歳以上 (一定以上所得者) 1割負担 (2割負担)

※75歳以上の方については、左ページをご覧ください。

高額医療費の自己負担限度額が変わります

高額医療費の自己負担限度額のうち、低所得の方は据え置いて、一般や上位所得者について見直されます。また、70歳以上の方には医療費が高額になったときの負担を軽くするため、あらたに自己負担限度額が設定されます。

◆◆高額療養費とは?◆◆

同じ方が、同じ月に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請をして認められると限度額を超えた分があとから支給されます。70歳未満の方は、同じ月内に30,000円(住民税非課税世帯は21,000円)以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。70歳未満の方と70歳以上の方(老人保健で医療を受ける方を除く)が同じ世帯にいる場合も、合算できます。

平成14年9月30日まで			平成14年10月1日から		
	■自己負担限度額(月額)			■自己負担限度額(月額)	
70歳未満の方	上位所得者	121,800円+ (70,800円) 医療費が609,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	70歳未満の方	上位所得者	139,800円+ (77,700円) 医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	63,600円+ (37,200円) 医療費が318,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	一般	72,300円+ (40,200円) 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	低所得者	35,400円 (24,600円)	

※1. 上位所得者とは、国民年金保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。

※2. ()内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

70歳以上の方	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
	一定以上所得者	40,200円 72,300円+ (40,200円) 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	12,000円 40,200円
住民税非課税世帯	低所得者II	8,000円 24,600円
	低所得者I	15,000円

藤里保育園臨時職員 を募集します。



1. 採用予定人数	・2名（原則として保育士資格を有する方を優先します）	
2. 採用条件	○賃金	・保育士有資格者・・・日額5,640円 無資格者・・・日額5,180円
	○勤務地	・藤里保育園：藤里町藤琴字三ツ谷脇38-1
	○期間	・平成14年9月9日～平成15年3月31日まで
	○勤務時間	・午前7時～午後7時までの間の実働8時間を基本とする
	○休日	・日曜日、祝祭日、12月31日～1月5日 ※週休2日制（変則となります）
	○保険等	・雇用保険及び社会保険に加入
	○その他	・通勤手当等が支給されます
3. 応募条件	・満59歳までで、藤里町に住所を有する方及び高等学校卒業程度の学力を有する方	
4. 面接	○日時	・平成14年9月6日（金）午前10時～
	○場所	・藤里町総合開発センター1階会議室
5. 合格者の発表	・平成14年9月6日（面接当日）中に合格者のみご連絡いたします	
6. 応募手続き及び受付期間	①申込用紙の請求及び提出先：藤里町役場町民福祉課 福祉担当 ②受付期限：平成14年9月3日 午後5時まで ③提出書類：採用試験受験申込書1部（所定の用紙） ・履歴書（市販のもの） ・健康診断書（病院で発行するもの）	

【募集内容等不明な点は、役場町民福祉課（☎79-2113 内線134）までお問い合わせください。】

ダム提頂部の通行止めについて

素波里ダム放流設備修繕のため、終日提体道路が全面通行止めとなりますので、ダム上流部（素波里湖・猿ヶ瀬園地等）への通行に際しましては皆さまのご理解と、ご協力をお願いします。

- 【工事箇所】 素波里ダム
- 【期間】 平成14年9月15日～12月25日（終日）
- 【迂回路】 茂谷スカイライン（熊の岱～猿ヶ瀬園地）

◆お問い合わせ先
秋田県 素波里・水沢ダム管理事務所（☎79-1101）



『被保険者証』の更新について

～ 国保の窓口からのごお願い ～

現在国保に加入されている皆さんには、平成14年10月1日から使用する新しい被保険者証が9月中に配布されます。被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにしてください。

1. 現在入院中あるいは通院中の方は、平成14年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。
2. 法改正により、平成14年10月からはこの新しい被保険者証の一部負担割合にかかわらず3歳未満児あつては2割負担、70歳以上の被保険者にあつては1割（または2割）負担となります。また、退職被保険者は平成15年4月1日から、本人・被扶養者とも3割負担となります。
3. なお、70歳以上の被保険者については、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」「(老人保健法) 医療受給者証」を交付いたしますので、被保険者証とあわせて保険医療機関等の窓口へ提示してください。
4. 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。また、国保から脱退したときは、速やかに市町村へ届け出るとともに、保険医療機関等にも保険が変わったことを申し出てください。
5. 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

藤里町排水設備工事指定工事店 及び責任技術者の申請について

藤里町では「指定工事店」及び「責任技術者」の登録申請の受け付けを開始します。なお、所定の申請書類は、建設課に備え付けております。

1. 指定工事店の登録をされる方

【申請】
①申請書による
添付書類

- ①誓約書類
 - ②法人：定款又は寄付行為及び登記簿謄本
個人：住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - ③営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
 - ④専属する責任技術者の責任技術者証の写し
 - ⑤機械器具を有することを証明する書類
- ※手数料として1件につき1万円を申請の際に納付していただきます（返還なし）。

【指定の基準】

- 一、秋田県内に営業所がある者
- 二、排水設備工事責任技術者が営業所ごとに、1名以上専属している。
- 三、排水設備等の工事等に必要の設備及び機械器具を有する者
- 四、次に該当しない者
- イ、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ、指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ハ、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするお

2. 責任技術者の登録をされる方

【申請】
①申請書による
添付書類

- ①住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- ②社団法人日本下水道協会秋田県支部長の責任技術者認定試験に合格したことを証する書類（写し）
- ③次に該当しない者であることを誓約する書類
- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

【登録の資格】

- ①社団法人日本下水道協会秋田県支部長の責任技術者認定試験に合格した者
- ②次に該当した者に対しては登録を行わない。
・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③条例に違反したときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において登録の効力を停止する。

【申請及びお問い合わせ先】

藤里町建設課 上下水道担当

☎(79) 2115 (内線172)

※成年後見制度・痴呆、知的障害、精神障害のある方など判断能力の不十分な方を保護、支援する制度

まちのできごと

ひろげようやさしさの輪 社会福祉大会開催



会場の参加者から大きな拍手が

7月27日、総合開発センターを会場に「ひろげようやさしさの輪、心と心がふれあう町を」をテーマに、第27回社会福祉大会（藤里町社会福祉協議会主催：三谷徳男会長）が開かれ、320名余の町民が参加しました。

大会では三谷会長のあいさつに続いてこれまで社会福祉事業に尽力された皆様に対し、社会福祉協議会、藤里町から表彰状や感謝状が贈呈されるとともにねぎらいの拍手がおくられていました。

また、先日の町定例議会において報告されたとおり、善意の寄付を役立てていただいたこととして、町に福祉バス購入費として720万円が授与されました。

その後、小中学生と一般の体験発表やふじこま大学「踊りコース」に参加の学生らによる芸能発表などが催され、集まった参加者の笑顔をさそっていました。

【受賞者名簿】 ◎社会福祉功績者（多年にわたり社会福祉協議会理事・評議員・福祉員にあつてその功績が顕著な者）

- 安保 昭三さん（理事・粕毛下）
 - （故）淡路竹蔵さん（理事・下モ町）
 - 市川 洋子さん（評議員・真名子）
 - 市川 シゲ子さん（評議員・上茶屋）
 - 小森 正直さん（福祉員・幸町）
 - 山田 チギさん（福祉員・高石沢）
- ◎藤里町長感謝状（多年にわたり献血事業に協力された者）
- 新開 里子さん（矢坂上野）
 - ◎能代山本健康福祉センター所長表彰（50回以上献血功労）
 - 齋藤アル子さん（下根城）

今年はライブが暑い！

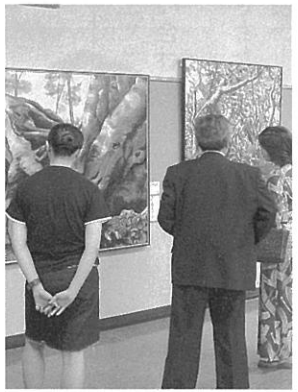
大盛り上がり歩行者天国



ヒット曲を熱唱 三貴哲成さん

8月2日、好天に恵まれたこの日藤里町商工会青年部・女性部主催の第26回歩行者天国が盛大に開催された。

春夏秋冬の白神を満喫 ブナの絵個展を開催



さまざまな角度から見たブナ

8月15日から19日の5日間、総合開発センター2階において、小沢興太郎さん（埼玉県）によるブナの絵の個展が開催されました。

小沢さんは以前にも藤里町に絵を寄贈されており、今回は岳岱や近隣市町村のブナ林を描いた油絵数十点を展示、訪れる人々の目を楽しませていました。

夏はやっぱり浴衣姿 各地区で盆踊り



あでやかに
（藤琴地区）

8月中旬、あいにくの雨の中、各地区で盆踊り大会が開かれ、あでやかな浴衣に身を包んだ子ども達がやぐらの周りを

行者天国が役場前駐車場と大通りを会場に開かれました。

今年も高山太鼓ジュニアチーム、藤里小・中学校吹奏楽部の演奏がトップバッターとしてお客さんを会場に集めると、三貴哲成さんの歌謡ショーでは多くの観客が盛り上がりました。

また通りの出店には、商工会員の輪投げや金魚すくい、おもちゃの販売が軒を並べ、子供や大人たちを喜ばせていました。

矢坂上の菊池トヨさん 長寿祝金（100歳）



元気がいちばんですね

8月8日、矢坂上町在住の菊池トヨさんが100歳の誕生日をむかえ、町で6例目となる長寿祝金が贈られました。

この日、自宅に石岡町長や山本福祉事務所長らが訪れると、祝金と賞状、記念品などが贈呈され、トヨさんの健康を支えられてきたご家族にも秋田県より賞詞

駐在さんから一言

災害の未然防止と拡大防止は、防災意識の高揚から！

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われているように、いつ発生するか分かりません。

また台風や大雨のような災害は毎年のように来襲し、それがもたらす被害はきわめて大きいものがあります。しかし、十分な準備と心得があれば、被害を最小限にいとめることが可能です。

【普段の心構え】

1. 住んでいる地域の洪水、土砂崩れなどの災害の危険性や、危険な場所について知っておきましょう。
2. 災害防止に関する情報の入手方法や内容について知っておきましょう。
3. 災害の危険をどう把握し、危険が迫ったら何をすればよいかを知っておきましょう。
4. あらゆる災害についての知識を持っておきましょう。



リモコン操作に興味津々

無人ヘリで農薬散布 自然環境への配慮考え

7月下旬から8月にかけて毎年ヘリコプターによる農薬散布が行われていますが、住宅環境や自然に与える影響が懸念されることから、今年、初の無人ヘリによる農薬散布が実施されました。

今回は町、農協、共済組合職員の見守るなか、琴丘町の農業公社スタッフが藤琴地区の水田での農薬散布をおこないました。水面に接近できることから効率的な作業ができるというものでした。

町では今後、オペレーターの育成に取り組みながら、無人ヘリへの移行を検討していきます。



Information 広場

赤十字救急法救急員養成講習会

【日時】
・9月22日(日)、23日(月)
29日(日)の3日間

【会場】
・能代山本広域交流センター

【対象】
・高校生以上で男女は問いませんが、全日程参加できる人。定員は30名。

○全日程修了者：受講証
○検定合格者：救急員認定証

【締切】
・9月17日(火)

【お問い合わせ先】
日赤秋田県支部
☎018(864)2731

就学義務猶予免除者等中学校卒業程度認定試験

【日時】
・11月5日(火)

【会場】
・秋田県庁第2庁舎

【受付】
・9月2日(月)

※ただし土日を除く

【お問い合わせ先】
秋田県教育庁高校教育課
☎018(860)5161

秋田県合同就職面接会
来年の春に大学、短大、高専

視覚障害者向けIT講習

目や耳に障害をお持ちの方を対象としたIT講習(県主催)を開催します。

期間は平成14年12月まで、場所は県内各地区で開催する予定です。

①視覚障害者向けIT講習

【開催場所】
・能代山本広域交流センター
8月31日(土)、9月1日(日)
・大館市総合福祉センター
12月7日(土)、8日(日)

【定員】
・各地区10名

【お問い合わせ先】

秋田県職員採用上級試験(職務経験者採用)

◇試験区分、採用予定人員◇
・行政・・・3名
※知事部局の課又は地方機関に勤務して行政事務に従事します。

◇受験資格◇
①昭和43年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者
②民間企業等における職務経験年数が5年以上有る者(平成15年3月31日までに5年に達する者を含む。また、公務員としての経験は職務経験年数に含むことはできない)

◇第1次試験◇
・平成14年10月20日(日)

◇受付期間◇
・～平成14年9月6日(金)

◇試験会場◇
・秋田県庁正庁(秋田市)
・都道府県会館(東京都千代田区)

身体障害者を対象とした秋田県職員採用初級試験

◇試験区分、採用予定人員◇
・一般事務・・・5名
※知事部局の課又は地方機関に勤務して一般事務に従事します。

◇受験資格◇
①昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません)
②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
③自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者

◇第1次試験◇
・平成14年10月20日(日)

◇受付期間◇
・～平成14年9月6日(金)

◇試験会場◇
・秋田県議会大会議室(秋田市)

【お問い合わせ先】
秋田県人事委員会事務局(☎018-860-3253)
○E-mail appco@pref.akita.jp
○美の国秋田ネット(http://www.pref.akita.jp/)

(社)秋田県視覚障害者福祉協会
☎018(864)2783

②聴覚障害者向けIT講習

【開催場所】
・能代市サンウッド
9月28日(土)、29日(日)
11月30日(土)、12月1日(日)

【定員】
・各地区10名

【お問い合わせ先】
秋田県聴覚障害者協会
☎018(864)2782



9月は「障害者雇用促進月間」です

あなたの隣りに いつも笑顔と障害者『きらめきワークフェア』

9月27日(金)～29日(日)開催!

就職面接会：秋田会場、秋田ビューホテル4F(9/27)
大館会場、プラザ杉の子(9/26)

優良事業所・勤労者表彰式：秋田ビューホテル4F(9/27)

障害者雇用推進者講習会：秋田ビューホテル4F(9/27)

障害者月間ポスター原画展：秋田駅ポポロード(9/27～29)

プラスバンド等演奏会：アゴラ広場(9/27)

障害者雇用促進展：アトリオン地下(9/27～28)

みなさんのお出でを、お待ちしております。

【主催】
(社)秋田県障害者雇用促進協会・秋田労働局・ハローワーク

アリス施設休業について

ランニングコース改修工事のため体育施設を次のとおり休業いたします。なお、入浴・宿泊・休憩・お食事は平常通り営業しております。

○ランニングコース
9月2日(水)～25日

○アリーナ
9月2日(水)～4日(金)・9日(水)～19日

○トレーニングルーム・プール
9月9日(水)～19日

小型車輻系建設機械運転資格取得講習会

【内容】
・機械重量3トン未満の機械(ブルドーザ、バックホー他)

【日時】

9月26日(木)、27日(金)

【場所】
・能代市総合技能センター

【定員】
・30名(定員になり次第締切)

【受付】
・9月9日(月)～20日(金)

【受講料】
・10,000円

【お問い合わせ先】
能代職業訓練協会
☎(58)3068

終戦当時の引揚者の方々へ

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◎終戦後、海外から引き揚げてこられた方が、上陸港(地)の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

◎海外の集結地において領事館などに預けられた通貨・証券などのうち日本に送り返されたもの

※返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

お心当たりの方は、上陸港(地)を所轄する税関または最寄の税関へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
秋田船川税関支署
☎018(845)0735

"催眠商法"市日での勧誘にご注意!!
粗品をくれるだけ?そんなウマイ話はありません! 出没する悪質業者に気をつけてください。

9月9日は「救急の日」

国では、救急医療に対する正しい理解と認識を深めていただくために、「救急の日」の9月9日(月)を含む、9月8日(日)から9月14日(土)までの一週間を、「救急医療週間」と定めております。


当消防本部では、救急医療週間に「普通救命講習会」を次のとおり開催いたしますので、お気軽にお申込みください。

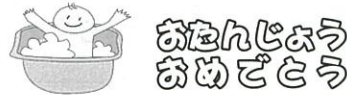
【日時】
・9月9日(月)
1回目：午後1時30分～4時30分
2回目：午後6時～9時

【会場】
・二ツ井公民館「二ツ井分館」

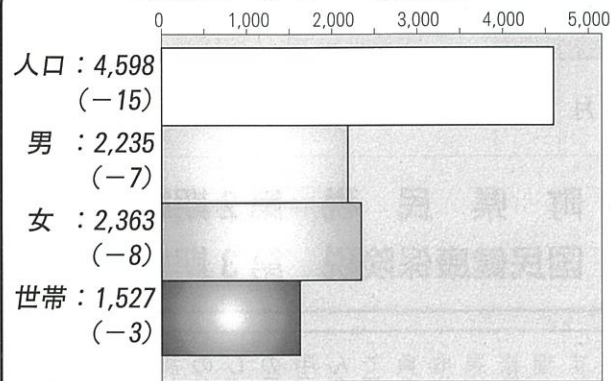
【申込先】
二ツ井藤里地区行政組合消防署 救急係
☎(73)2327
同 藤里分署 救急係
☎(79)1119

※講習内容は、人工呼吸、心臓マッサージ、止血法などを行います。なお、普通救命講習3時間を受講された方には、修了証を交付いたします。





藤里町ミニ統計



☆ 7月31日現在・()内は前月比

出生：4人・死亡：7人・転入：4人・転出：16人

交通死亡事故ゼロ

359日

無火災

172日

(平成14年8月20日現在)

町発注事業

入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

- ◇7月分◇
 - 林道西又線開設工事
 - 【工事請負者】 ㈱小山建設
 - 【落札額】 30,702,000円
 - 【工期】 平成14年12月10日
 - 中通地区農業集落排水事業第05402号工事
 - 【工事請負者】 ㈱佐々木工務所
 - 【落札額】 48,300,000円
 - 【工期】 平成14年12月10日
 - 中通地区農業集落排水事業第05403号工事
 - 【工事請負者】 金野建設㈱
 - 【落札額】 2,877,000円
 - 【工期】 平成14年10月10日
 - 中通地区農業集落排水事業第05411号工事
 - 【工事請負者】 ㈱高武建設
 - 【落札額】 43,575,000円
 - 【工期】 平成14年12月10日
 - 平成14年度地籍調査事業地籍測量業務委託
 - 【工事請負者】 ㈱青秋 秋田営業所
 - 【落札額】 11,550,000円
 - 【工期】 平成15年2月28日
 - 特環公共下水道台帳作成業務委託
 - 【工事請負者】 ㈱パスコ 秋田支店
 - 【落札額】 8,400,000円
 - 【工期】 平成15年3月10日
 - 農業集落排水事業(中通地区)台帳作成業務委託
 - 【工事請負者】 ㈱パスコ 秋田支店
 - 【落札額】 5,512,500円
 - 【工期】 平成15年3月10日
 - 中通地区農業集落排水事業第05401号工事
 - 【工事請負者】 扶桑建設工業㈱ 仙台支店
 - 【落札額】 95,550,000円
 - 【工期】 平成14年12月10日
 - 藤里小学校プール改修工事設計監理委託業務
 - 【工事請負者】 ㈱田中建築設計事務所
 - 【落札額】 1,942,500円
 - 【工期】 平成14年11月30日
 - 平成14年度県営ほ場整備事業長瀬地区(全工区)換地処分等委託
 - 【工事請負者】 ㈱近藤換地設計事務所
 - 【落札額】 5,060,475円
 - 【工期】 平成15年3月19日
 - 地域資源活用起業化施設整備事業設計・監理業務
 - 【工事請負者】 ㈱中村公一建築設計事務所
 - 【落札額】 3,990,000円
 - 【工期】 平成15年3月25日
 - 婦人若者等活動促進施設構内舗装工事
 - 【工事請負者】 ㈱細田土木
 - 【落札額】 3,328,500円
 - 【工期】 平成14年8月9日
 - 旧畜産センター解体工事
 - 【工事請負者】 ㈱中嶋工務店
 - 【落札額】 1,995,000円
 - 【工期】 平成14年9月20日
 - 特用林産物生産施設整備事業設計・監理業務
 - 【工事請負者】 細田優悦建築設計事務所
 - 【落札額】 2,184,000円
 - 【工期】 平成14年10月31日
 - 藤里中学校LL教室改修工事
 - 【工事請負者】 ㈱中嶋工務店
 - 【落札額】 1,942,500円
 - 【工期】 平成14年8月30日
 - グミノ木地区各戸給水新設工事
 - 【工事請負者】 ㈱協立
 - 【落札額】 3,612,000円
 - 【工期】 平成14年9月30日
 - 中通会館整備事業設計・監理業務
 - 【工事請負者】 ㈱田中建築設計事務所
 - 【落札額】 861,000円
 - 【工期】 平成14年11月29日
 - 特用林産物生産施設敷地造成工事
 - 【工事請負者】 ㈱小山建設
 - 【落札額】 645,750円
 - 【工期】 平成14年8月9日

文化講演会

「一我が半生を語る一
《素晴らしき人々との出会い》」

講師：安部譲二氏

日時 平成14年9月27日(金)
午後6時30～

場所 藤里町総合開発センター



任侠の世界から足を洗うとき、親分から言われた印象深い言葉、そして『安部の文章を見て、前科は見ない』と、周囲に言い放ってくれた文章の師匠、山本夏彦。

中学時代の友人たちとの半世紀にわたる友情、敵を遥かに上回る力強い味方…。

いろいろなエピソードを交えて、人々との出会いと、多彩な人生経験を、お話します。

※話の内容は、上記の流れを中心に会場の雰囲気、観客層により多少の変化を加えることもあります。

◆◆安部譲二氏 プロフィール◆◆

本名：安部直也。昭和12年5月17日、東京五反田生まれ。麻布中学校卒業後、英国リッジウェイ・スクール、慶應高校、須磨高校、逗子開成高校などを経て、保善高校定時制を卒業。ばくち打ち、プロモーター、キックボクシングの解説者、レストラン経営、日本航空パーサー等々を経て、昭和58年より小説家を志す。昭和61年に出版されたデビュー作『塀の中の懲りない面々』がミリオンセラーとなり現在に至る。近著⇒『ファイナル・ラウンド』講談社、『塀の中の同窓会』文藝春秋、『幸福のすすめ』大和出版最新刊⇒『ハケ岳あかげら日記』PHP研究所、『日本怪死人列伝』産経新聞社

※朝日ニュースターテレビで「安部譲二の悪友録」が放映中

【主催】藤里町教育委員会・(財)自治総合センター

【後援】NHK秋田放送局・NHKサービスセンター

SEPTEMBER 9月の行事予定 長月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

1	日	赤口	地区運動会	17	火	赤口	米田小学校振替休業日
2	月	先勝	ふじこま大学・染色コース (13:15) 藤里小学校振替休業日	18	水	先勝	ふじこま大学・詩吟コース (13:15)
3	火	友引		19	木	友引	
4	水	先負	ふじこま大学・教養講座 (10:30) 民謡コース (13:15) DT2種混合予防接種 (13:30 米田小) 町校長会巡回研修会 (藤里中)	20	金	先負	ふじこま大学・郷土史コース (13:15)
5	木	仏滅	乳児健診・ドレミ教室 (12:00 総合開発センター)	21	土	仏滅	
6	金	大安	ふじこま大学・茶道コース (13:15)	22	日	大安	幼稚園運動会 藤里中吹奏楽定期演奏会 (13:30 総合開発センター)
7	土	友引		23	月	赤口	秋分の日
8	日	先負		24	火	先勝	
9	月	仏滅		25	水	友引	ふじこま大学・料理コース (13:15)
10	火	大安	米田保育園祖父母参観日 ふじこま大学・園芸コース (13:15)	26	木	先負	東部地区ミニバスケットボール大会
11	水	赤口	アンパンマン教室 (9:30 総合開発センター) ふじこま大学・陶芸コース (13:15)	27	金	仏滅	ふじこま大学・書道コース (13:15)
12	木	先勝	DT2種混合予防接種 (13:30 藤里小)	28	土	大安	幼稚園休業日
13	金	友引	幼稚園祖父母参観日 ふじこま大学・踊りコース (13:15)	29	日	赤口	藤中祭
14	土	先負	郡中学校秋季総体 (15日まで) 幼稚園休業日	30	月	先勝	
15	日	仏滅	敬老の日 家庭の日 米田小校内相撲大会 地区運動会 (藤琴・北部)	町 県 民 税 第2期納期限 国民健康保険税 第3期納期限			
16	月	大安	振替休日				



ほくは藤里町の
マスコットキャラクター
ユッターです。

高校球児の夢、夏の甲子園。そのマウンドに秋田商のリースとして立った成田翔さん。野球部の目標としてかかげられていた甲子園での「2勝」目指して臨んだ初戦、大きく点差が開く中で何度打たれても、最後まで勝負を挑んでいったその姿に、勝敗以上の勇気を感じました。結果はもちろん大事ですが、この経験をこれからの成長の大きな糧として進んでいってほしいです。ね▽8月8日、藤里町で6人目となる100歳を迎えられた矢坂の菊池トヨさんは、今でも家の回りの草むしりなどをこなすなど元氣いっぱいのおばあちゃんでした。健康でいられることは、これからの高齢化時代、とても重要なことです。「病気になる」「後の対応はもうろんだ切ですが、「病気になるなら」方法もそれぞれ自分で考えなければいけないのでは(孝)

編集後記

